

様式第 8 号（第 9 条関係）

令和 8 年 5 月 1 日

伊達市長

申請者 住所又は所在地
伊達市保原町字舟橋 180 番地
氏 名 伊達 太郎

補助金交付決定を受けた自動車を、交付決定日から 4 年以内に処分する場合に、申請が必要となります。

※事業者又はリース事業者の場合は、事業者名及び代表者職・氏名
(電話 024 - 575 - 1228)

処分承認申請書

令和 6 年 5 月 1 日付け（文書の記号）第〇〇号による補助金交付決定を受けた補助対象を処分したいので、伊達市次世代自動車導入補助金交付要綱第 9 条の規定により次のとおり申請します。

種別・メーカー名・車名・形式	電気自動車 ・ 〇〇自動車 ・ 〇〇〇 ・ ZAA-〇〇〇
処分の方法	売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄・その他（ ）
処分の時期	令和 8 年 7 月 1 日
処分の理由	家族構成が変わり、自動車を買替える必要があるため。 運転免許返納のため。 など